

政令第三百二十一号

地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

「松江市」を「松江市 佐賀市」に改める。

附 則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

理由

佐賀市を地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市として指定する必要があるからである。